

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和7年
7月4日
(金曜日)

目 次

- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要（環境政策課）……………一
公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示の一部改正（住宅課）……………二
県営住宅の構造及び戸数に関する告示の一部改正（住宅課）……………三
- 公告
契約の締結（管財課）……………三
令和七年度毒物劇物取扱者試験の実施（業務課）……………三
○公安委公告
契約の締結……………四



山口県告示第二百三十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和七年七月四日から同月二十五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和七年七月四日

山口県知事 村岡嗣政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 三井化学株式会社
住 所 東京都中央区八重洲二丁目二番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 三井化学株式会社徳山分工場
所在地 周南市徳山港町三番一号
- 三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法			
	能 (m^3 /日)力	工 事 着 手 年 月 日 定	工 事 完 成 年 月 日 定	使 用 開 始 年 月 日 定	使 用 時 間 間 隔	一 日 当 た の 使 用 時 間	季 節 的 変 動 の 概 要
四六〇口	三〇	令和七、 七、二八	令和七、 七、二八	令和七、 七、二八	断 続	八 時 間	変 動 な し
〃	二〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	三	〃	〃	〃	〃	五 時 間	〃
〃	〇・二	〃	〃	〃	〃	〃	〃
四六二	一六、五六〇	〃	〃	〃	連 続	二 四 時 間	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	一五、八四〇	〃	〃	〃	断 続	〃	〃
〃	一八	〃	〃	〃	〃	一 時 間	〃

備考 「四六〇口」及び「四六二」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	水素イオン濃度 (水素指数)		化学的酸素要求量 (mg/l)		浮遊物質量 (mg/l)		窒素 (mg/l)		燐 (mg/l)		汚水等の一日当たりの量 (m ³)	
	通	最	通	最	通	最	通	最	通	最	通	最
四六一口	七・五	七	一四、四〇〇	一八、〇〇〇	三〇	一〇〇	一〇	一六	〇・一	〇・四	〇・三	〇・三
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〇	〇・五
〃	〃	〃	一四、〇〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〇・二
四六一二	七	七	六七	二〇〇	二〇	五〇	五・七	九・五	〇・〇五	〇・三	三〇〇	三〇〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〇・二
〃	七・五	五・五	五〇〇	一、〇〇〇	二〇	〃	五・二	一〇	〇・一	〇・五	二・五	二・五
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二・五
備考	(一)の表の備考は、この表について準用する。											

四 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 1 排 水 口	水素イオン濃度 (水素指数)		化学的酸素要求量 (mg/l)		浮遊物質量 (mg/l)		鉍油類 (mg/l)		窒素 (mg/l)		燐 (mg/l)		排出水の一日当たりの量 (m ³)	
	通	最	通	最	通	最	通	最	通	最	通	最	通	最
七	八・五	五・九	五・一	一六・九	五	一〇	二	〇・九五	二・一	〇・〇四	〇・二	二二、〇〇〇	二二、〇〇〇	

山口県告示第二百三十一号

公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示(平成九年山口県告示第三百二十一号)の一部を次のように改正する。

令和七年七月四日

表生野屋県営住宅の項中

山口県知事 村岡 嗣政

山口県告示第二百三十二号

県営住宅の構造及び戸数に関する告示（平成十年山口県告示第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

令和七年七月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

表黒磯県営住宅の項中「二〇二」を「七一」に改める。



(二二七) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

A棟からD棟まで	○・八六	を
E棟	○・九〇	
F棟	○・八〇	に改め、同表黒磯
A棟からD棟まで及びF棟	○・八六	
E棟	○・九〇	

県営住宅の項中

一号棟及び二号棟	○・八六	を
E棟	○・八六	
一号棟及び二号棟	○・八六	に改める。
E棟	○・五五	

一号棟及び二号棟	○・八六
----------	------

令和七年七月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
総務部管財課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び予定数量
電気 二千八百四十七キロワット時
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和七年四月十七日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
四国電力株式会社 香川県高松市丸の内二番五号
- 六 落札金額（予定使用電力量の対価に相当する金額）
四億七千四百七十四万二千四百八十二円
- 七 入札公告日
令和七年三月七日
- 八 その他

- (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣 政
- (二) 調達方法
購入
- (三) 落札方式
最低価格

(二二八) 令和七年度毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第八条第一項第三号の毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施します。

令和七年七月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 試験の日時
令和七年十一月二十六日（水曜日）午後一時三十分から午後三時三十分まで
- 二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地
Y M f g 維新セミナーパーク

三 受験願書の受付期間

令和七年八月十五日（金曜日）から同月二十八日（木曜日）まで（郵送の場合は、八月二十八日までの消印のあるものは、有効とする。）

四 受験願書の提出先

最寄りの保健所（山口県防府保健所を除く。）又は山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇―）山口県健康福祉部薬務課に提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験願書在中」と朱書すること。

五 提出書類

(一) 受験願書

(二) 写真（縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のもの）

(三) 電算入力票

六 受験手数料

一万千六百二十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、令和七年十二月二十五日（木曜日）とし、合格者の受験番号を山口県庁エントランスホール内の掲示板に掲示するとともに、山口県健康福祉部薬務課のホームページに掲載する。

(二) 受験者は、試験の得点を知りたい場合には、合格者の発表日以後、山口県健康福祉部薬務課において、受験票を提示してその旨を申し出ること。

八 その他

(一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県健康福祉部薬務課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験受験願書請求」と朱書し、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦三十センチメートル、横二十四センチメートルのもの）を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所（山口県防府保健所を除く。）又は山口県健康福祉部薬務課（電話〇八三―九三三―三〇一八）にすること。

公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和七年七月四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び数量

通信指令システム 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和七年六月九日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目一五番三号

六 落札金額

二十四億七千八十万二千四百円

七 入札公告日

令和七年四月一日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

借入れ

(三) 落札方式

最低価格



令和七年七月四日印刷
令和七年七月四日発行

発行人 山口県知事